平成２１年（フ）第９４０号
広島市東区戸坂新町２丁目13番23―501号
破産者　河野　嘉之
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１９４号
広島市中区住吉町17番２―903号
破産者　笹井　和子
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２６８号
広島県安芸郡海田町東昭和町５番23号
破産者　梶山　謙二
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３８号
福岡県久留米市東町４番地８　ライオンズマンションサンフラワー803号
破産者　矢野　隆興
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１３９号
福岡県久留米市東町４番地８　ライオンズマンションサンフラワー803号
破産者　矢野　良子
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２０年（フ）第２３号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野1225番地
破産者　本田　正喜
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２０年（フ）第２４号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野1225番地
破産者　本田　泰惠
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２０年（フ）第７２号
熊本県阿蘇市一の宮町宮地2380番地３
破産者　菊池　浩伸
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２１年（フ）第３７号
熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場1913番地の７
破産者　橋本　恭一
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２１年（フ）第２７３号
大分市三川上４丁目５番11号―１号、住民票上の住所大分市牧２丁目９番34号　アンピール牧808号
破産者　長岡　真司
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２７４号
大分県別府市大字鶴見2601番地の34
破産者　山本　一智
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１６号
山口県萩市大字椿東3732番地
破産者　井町　廣滿
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第４７号
富山市上野1066番地　雇用促進住宅１棟107号、開始決定時の住所富山市堀川町156番地サーパス堀川町203号
破産者　古川　　博
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５７号
富山市寺町351番地３
破産者　永野　繁明
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６５号
富山市晴海台９番３―103号　雇用促進住宅、申立時の住所富山市婦中町長沢4709番地12
破産者　味処盛升こと　佐藤　忠紀
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１号
長野県安曇野市三郷明盛1500―22、開始決定時の住所長野県安曇野市豊科南穂高6159番地３
破産者　眞関さと子
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２０年（フ）第９４５３号
大阪府八尾市末広町４丁目４番17号
破産者　田中　初三
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７５９号
大阪府守口市桃町10番１号、開始決定時の住所大阪府守口市大枝南町８番14号
破産者　開地　裕一
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８４６号
大阪府摂津市千里丘２―15―47　レオパレスミレア千里112、住民票上の住所大阪府豊中市上新田４丁目８番Ｂ―1405号
破産者　池田　賢治
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部